

地方自治体の仕事と労働組合

～環境保護と地方自治体の役割～



自治労八王子市職員組合

笹川 勝宏

環境保護と地方自治体の役割

大量生産、大量消費、大量廃棄の使い捨ての生活スタイルから、ライフスタイルを見直し、廃棄物の発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)を優先する『3R(リサイクルを含む)』の推進に基づく循環型社会の構築が必要である。

行政による廃棄物処理は、あたりまえのように毎日繰り返されているが、今後、継続した環境保全型の廃棄物の適正処理が必要不可欠であるとともに、環境保全・循環型社会・福祉社会などの時代の変化に対応しなければならないことを踏まえると、廃棄物行政のあり方を真剣に考えていかなければならない。

現場での経験を踏まえ、自治体における廃棄物行政について**労働組合**の立場から現状と課題を明らかにし、さらに、**収集業務の改革**を通じて高齢者福祉などとの接点を形成した取り組みを紹介し、市民との関係と行政の役割をともに考えていきたい。

八王子市の概要

八王子市は、東京都心から西へ約40キロメートル、新宿から電車で約40分の距離に位置しています。地形はおおむね盆地状で、北・西・南は海拔200メートルから800メートルほどの丘陵地帯に囲まれ、東は関東平野に続いています。

大正6年の市制施行から90年を経た現在は人口56万人の多摩地区の中核都市として、21の大学を抱えた学園都市として、発展を続けています。



廃棄物の処理及び清掃に関する法律

1900年に伝染病の蔓延を防ぐために制定された汚物掃除法が元となっており、このときに、ごみ収集が市町村の事務として位置付けられている。

- 1954年に清掃法に改正された。
- 1960年代になると、経済の高度成長に伴って、大量消費、大量廃棄によるごみ問題が顕在化した。また、ごみ焼却場自体が公害発生源として、問になってきた。
- 1970年の公害国会において、清掃法全面的に改める形で廃棄物の処理及び清掃に関する法律が成立した。
- 1976年には改正され、『措置命令規定の創設』、『処理記録の保存』、『敷地内埋立禁止』などが定められた。
- 1990年代には、大きく3回の改正が行われた。

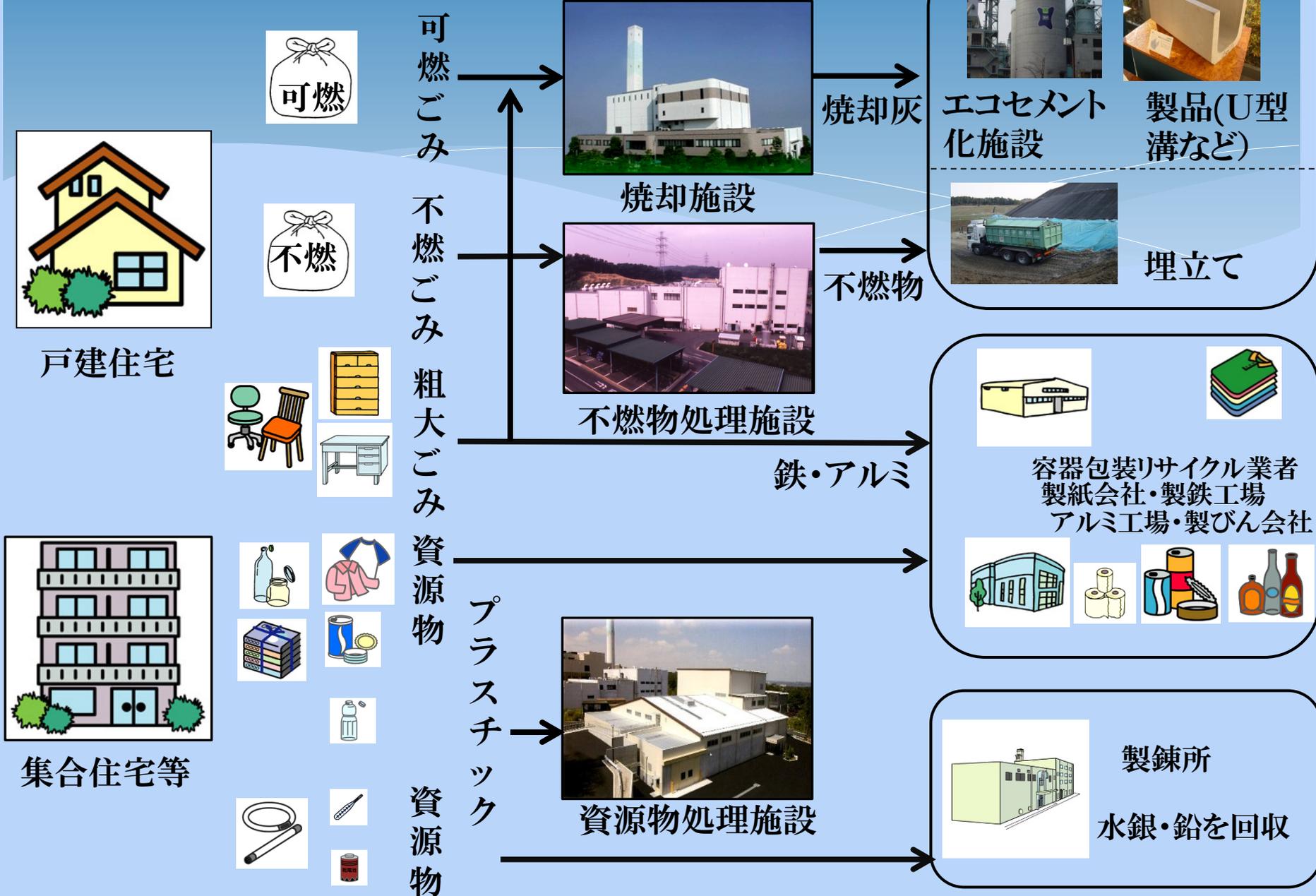
清掃事業のあゆみ

大正5年	塵芥収集業者による、希望家庭の収集開始
大正10年	収集業務を直営とし、埋立処理及び飼料とする
大正12年	焼却場建設8t(2基4t/日)
昭和37年	第二焼却場建設76t(2基38t/日) 手車収集がなくなる
昭和39年	不燃ごみ収集を始める
昭和42年	第三焼却場建設180t(2基90t/日) ポリ容器収集開始
昭和49年	戸吹清掃工場稼働(120t/日×2基)
昭和51年	不燃ごみ収集全面委託 粗大ごみの申告による収集を実施
昭和56年	館清掃工場稼働300t(150t/日×2基)
昭和60年	可燃ごみ全市週3回収集開始
平成 3年	館清掃事業所多摩ニュータウン分室開設
平成 4年	戸吹不燃物処理センター稼働
平成 6年	可燃ごみ週2回収集に変更 古紙(新聞・ダンボール・雑紙)分別回収開始 北野清掃工場稼働100t(100t/日×1基)

空きびん分別回収開始
空きびん分別回収開始
戸吹最終処分場埋立完了
谷戸沢処分場搬入開始

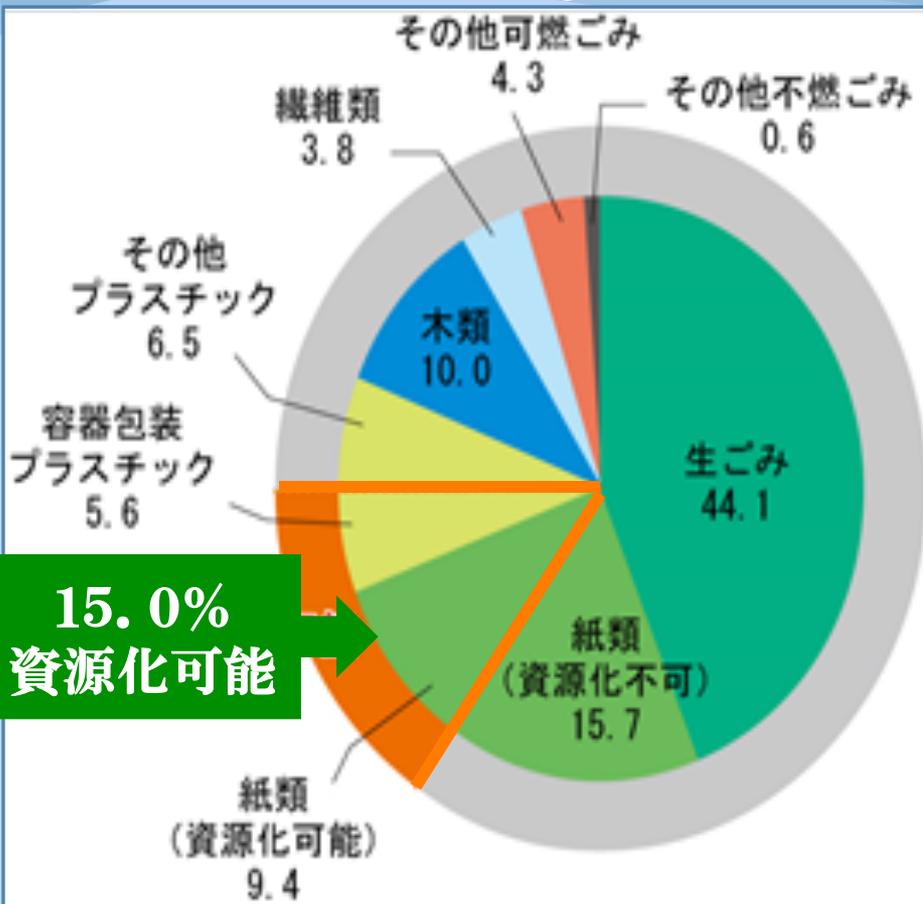
- 平成10年 新戸吹清掃工場稼働300t(100t/日×3基)
多摩清掃工場400t(200t/日×2基) 八王子市・多摩市・町田市
谷戸沢処分場搬入終了
二ツ塚処分場搬入開始
空き缶分別回収開始
古着・古布分別回収開始
- 平成11年 館清掃工場排ガス処理設備の改善(ダイオキシン等)
- 平成13年 可燃ごみ収集の2人乗車実施
- 平成16年 ごみの有料化・戸別収集実施
- 平成18年 ふれあい収集の開始
- 平成19年 粗大ごみ受付センター開設(粗大ごみポイントシール制導入)
- 平成22年 プラスチック資源化 資源物の戸別収集実施
館清掃工場稼働停止

家庭系ごみ・資源物処理の流れ

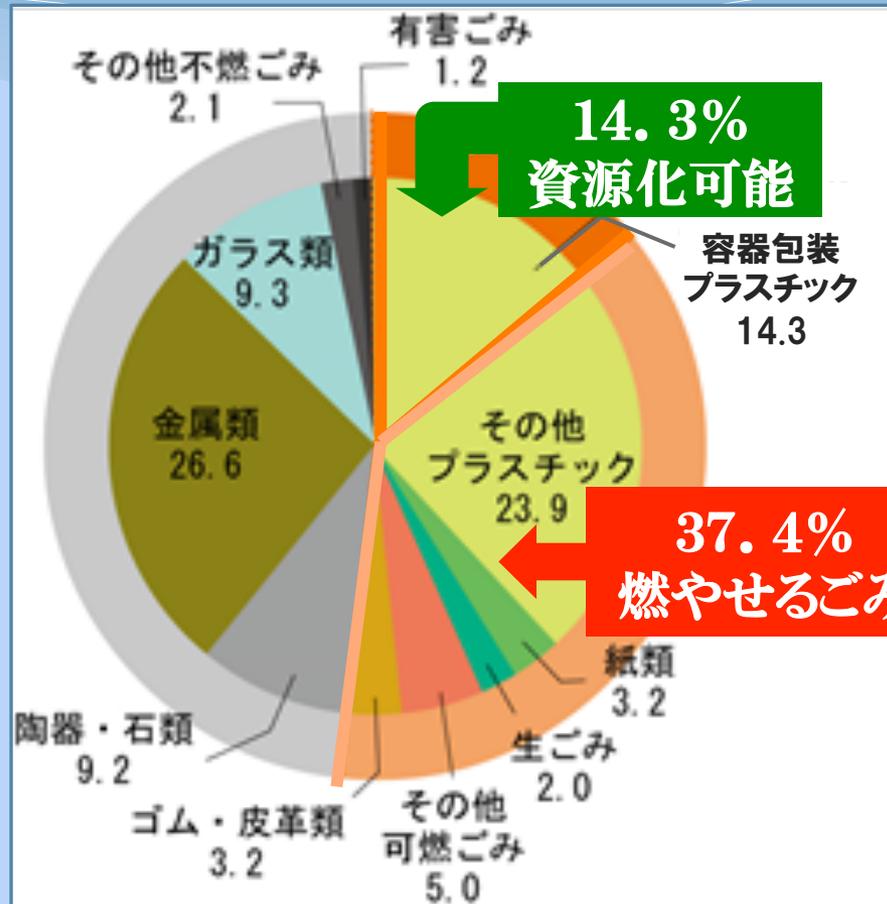


家庭系ごみの組成割合

【可燃ごみ】



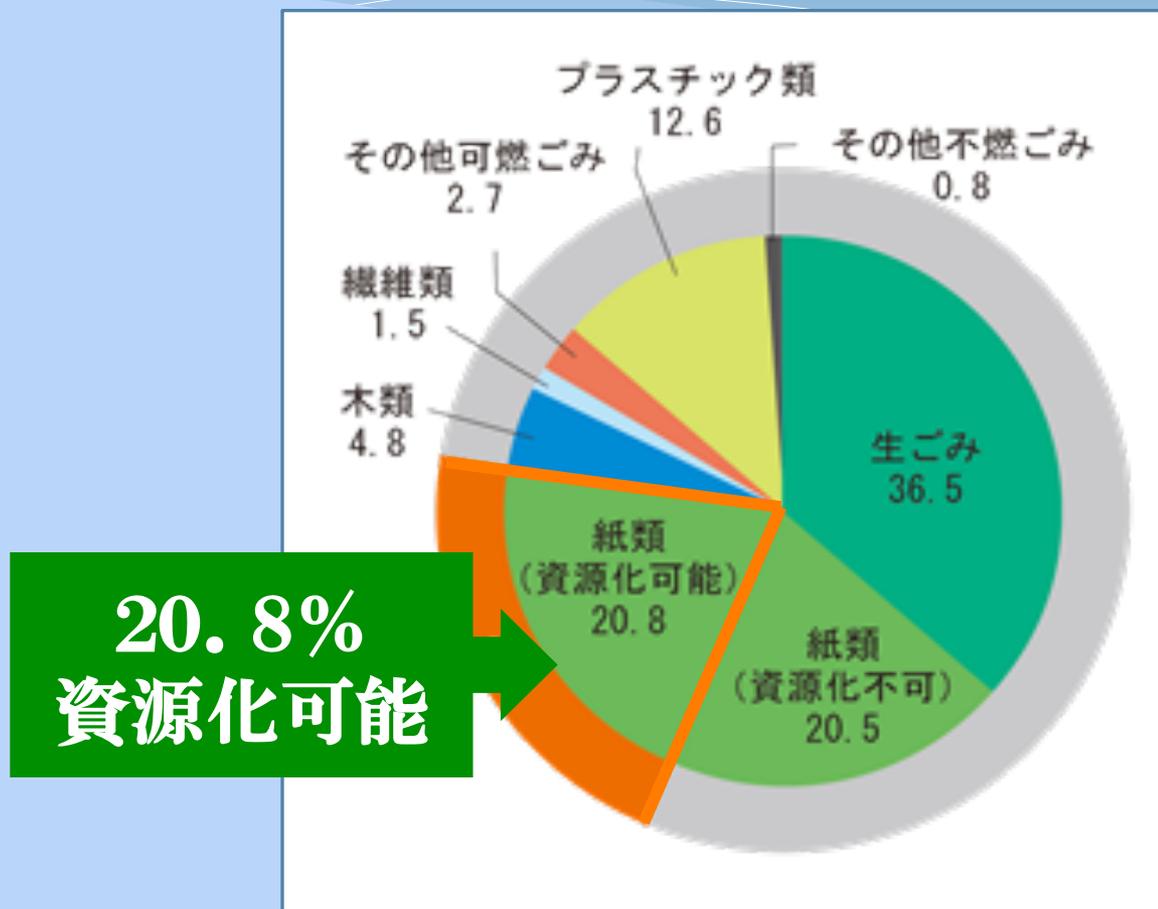
【不燃ごみ】



平成23年度における家庭系ごみの組成割合 (%)

事業系ごみの組成割合

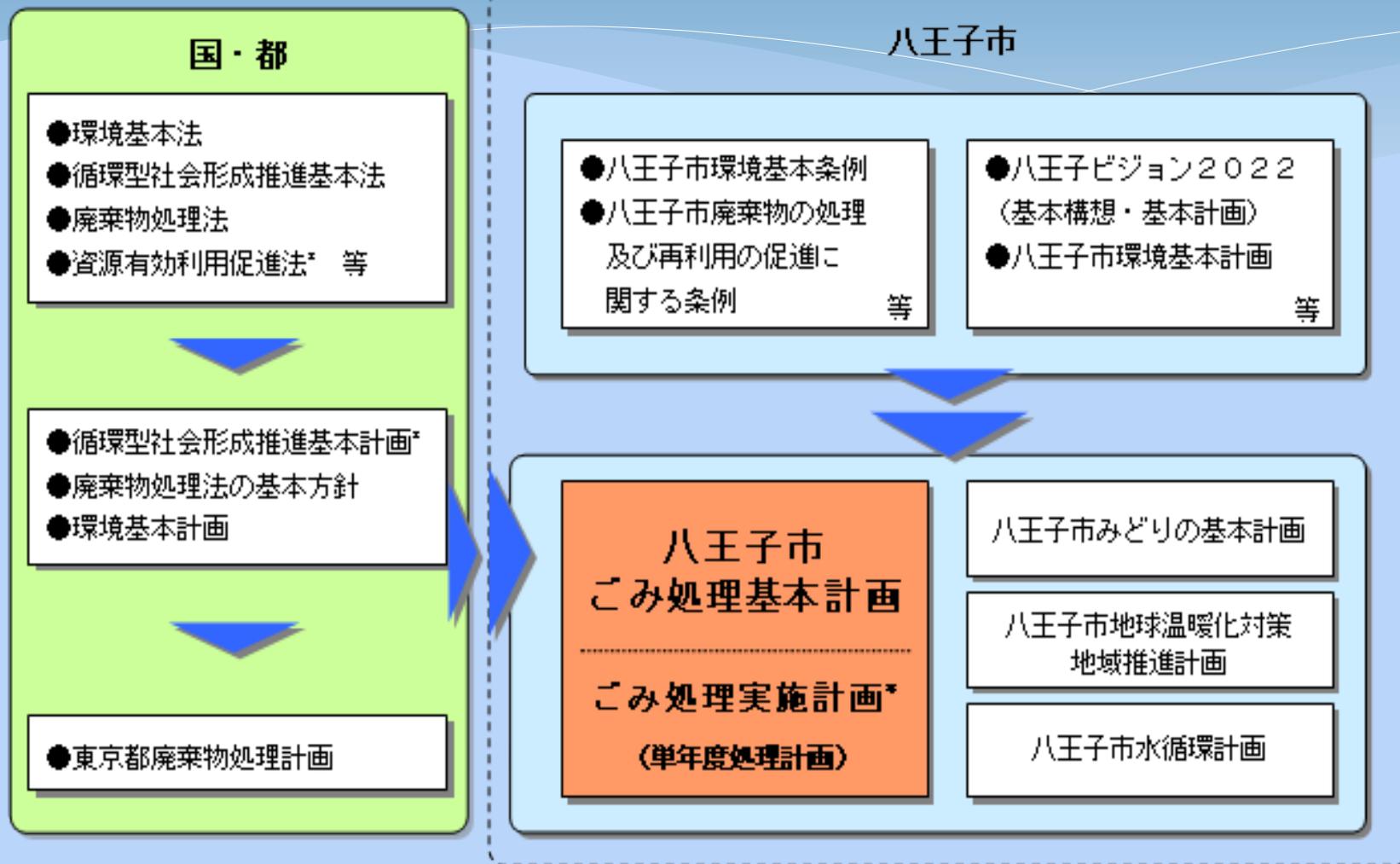
【可燃ごみ】



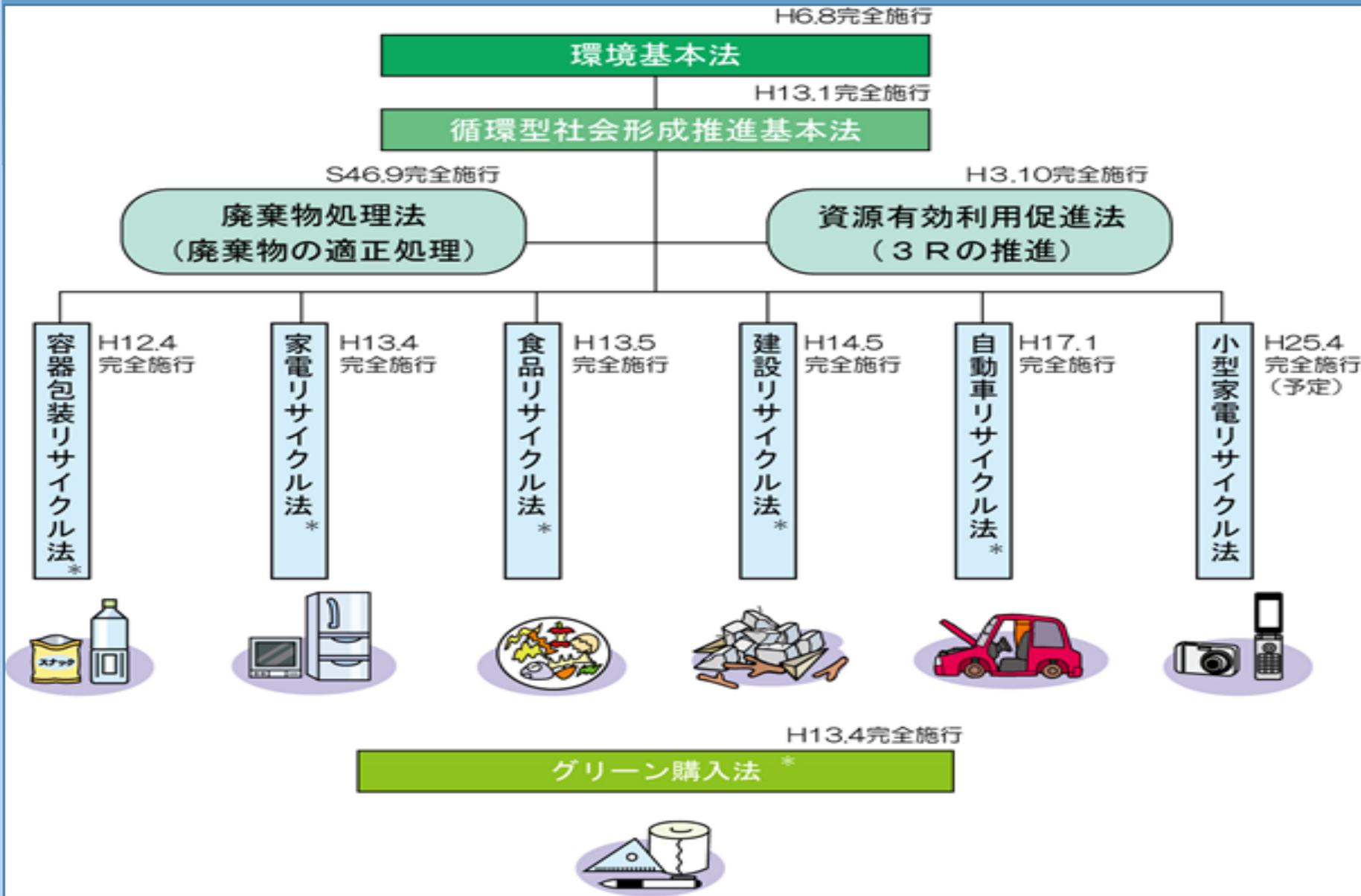
平成23年度における事業系ごみの組成割合 (%)

循環型社会に向けた国や都の動向

八王子市の計画の位置づけ



循環型社会に関する法体系





本計画は、八王子市の廃棄物行政の基本的な方向を示すものであり、本市の環境分野における個別計画となっています。

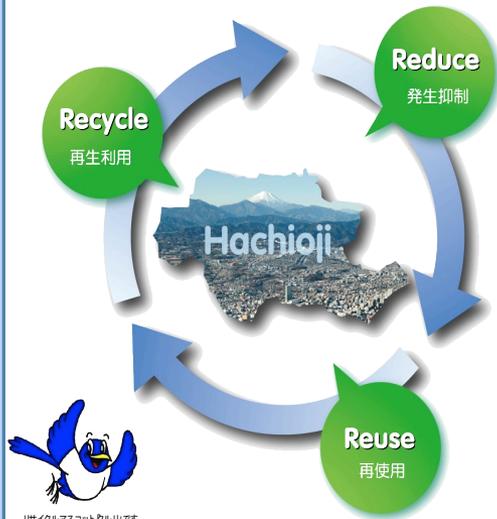
平成 19 年 3 月に策定した前計画の基本方針やビジョンなどは継承するも、さらなるごみの発生抑制・再使用・リサイクルである、3R*の推進と適正処理の徹底により、循環型社会に向けた次のステージへ進むべく、改定を行ったものです。

また、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災を背景に、「安全・安心」という視点の重要性が高まり、国では、環境行政の究極目標である持続可能な社会を、「安全」が確保されることを前提として、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野が統合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会であると位置づけたことから、「循環型都市八王子」の実現をめざす本市においても、この考え方を基本理念に取り込むこととし、計画に反映することとしました。

八王子市ごみ処理基本計画

循環型都市八王子プラン

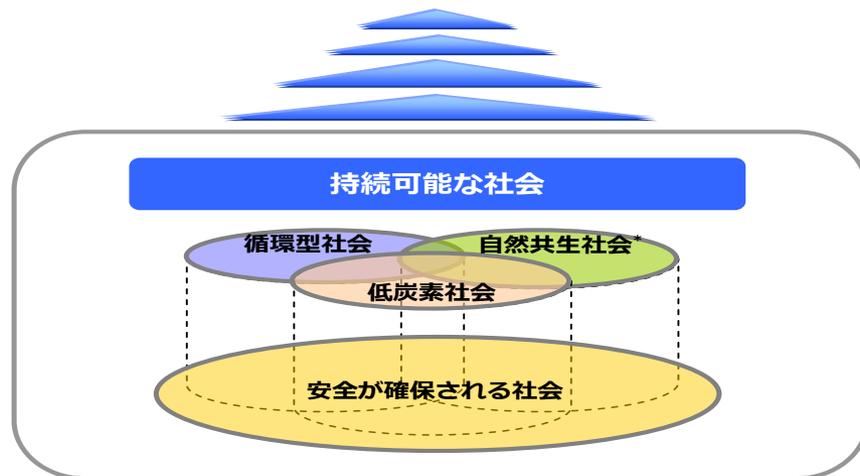
埋立処分量ゼロをめざして!



リサイクルマスコットワルリです

八王子市

『循環型都市八王子』の実現



基本方針

* 基本方針は、市民及び事業者と市の協働の視点を盛り込み、3Rを基本原則に設定している。

基本方針1

市民及び事業者と
市の協働した
取り組みの推進

基本方針2

ごみを発生させない
取り組みの促進

基本方針3

市民及び事業者による
再使用・リサイクルの
促進

基本方針4

資源・エネルギーの
有効利用の推進

基本方針5

安全・安心で安定・
継続的な処理の確立

基本方針1

市民及び事業者と市の協働した取り組みの推進

施策

1. ごみの減量・資源化のための協働した取り組み
2. 人材育成のための取り組み
3. まちの美観の確保



基本方針1

市民及び事業者と市の協働した取り組みの推進

三者の主な取り組み

市民

- リサイクル推進員への協力
- 環境市民会議やエコひろば等の活用
- 地域の清掃等への協力

事業者

- 清掃指導員による指導への協力、情報の活用
- 事業者団体等を通じたごみの減量・資源化の取り組みへの参加
- 講習会・研修会等への参加

市

- 町会・自治会や環境市民会議等との協働
- ごみゼロ社会推進協議会等との連携
- 清掃指導員、分別指導員による情報提供・指導



基本方針2

ごみを発生させない取り組みの促進

施策

1. 家庭系ごみのさらなる減量
2. 事業系ごみのさらなる減量
3. ごみの減量・資源化への取り組みが評価されるしくみ作り
4. 持込ごみの処理手数料の見直し
5. **ごみの減量・資源化に向けた意識の高揚と行動の促進**

重点
取り組み
①



基本方針2

ごみを発生させない取り組みの促進

三者の主な取り組み

市民

- 不要な包装の辞退
- 詰め替えや繰り返し使用できる製品の購入
- マイバックやマイ箸、マイボトル等の利用



事業者

- 市の配布する事業者向けガイドブックなどの活用
- マイバック持参運動への協力(レジ袋削減)
- 販売店での簡易包装の推進

市

- イベントやキャンペーンを利用した啓発の実施
- 事業者への訪問指導の拡大
- 優良活動や率先行動に対する報奨制度の等の検討

基本方針3

市民及び事業者による再使用・リサイクルの促進

施策

1. 市民による再使用の促進
2. 集団回収の促進
3. 店頭回収の促進
4. 生ごみの減量・資源化の地域特性に応じた取り組み



重点
取り組み
②

基本方針3

市民及び事業者による再使用・リサイクルの促進

三者の主な取り組み

市民

- フリーマーケット、リサイクルショップの積極的な活用
- 子ども会等による資源物の集団回収の実施、協力
- ダンボールコンポスト等の利用

事業者

- 再使用可能な容器を使った商品の販売
- 店頭回収の実施
- 食品リサイクル法による生ごみの資源化



市

- フリーマーケット、リサイクルショップの情報提供
- 資源物の集団回収の促進
- 生ごみの減量・資源化のための支援

基本方針4

資源・エネルギーの有効利用の推進

施策

1. 事業系ごみのさらなる資源化
2. 新たな資源化事業への取り組み
3. 不燃ごみの資源化
4. エネルギーの有効利用の促進



基本方針4

資源エネルギーの有効利用の促進

三者の主な取り組み

市民

- ごみと資源物の適正排出、分別の実施
- 剪定枝の資源化事業への協力
- 小学校での廃食用油資源化事業への参加



事業者

- ごみと資源物の適正排出、分別の実施
- 紙資源ストックヤードの利用
- 自主的な資源化の推進



市

- 剪定枝の資源化事業の検討
- 焼却施設での熱エネルギーのさらなる有効利用
- 不燃ごみの資源化の促進(小型家電含む)

基本方針5

安全・安心で安定・継続的な処理の確立

施策

1. 収集・処理システムの整備
2. 不法投棄や資源物の持ち去り対策等の強化
3. **ごみ処理の基盤となる
処理施設の更新**

重点
取り組み

③



基本方針5

安全・安心で安定・継続的な処理の確立

三者の主な取り組み

市民

- 処理困難物や在宅医療廃棄物の適正排出
- 不法投棄を防止するための監視、通報の協力
- 町会、自治会による資源物の持ち去り対策への協力

事業者

- 各種リサイクル法の遵守
- 処理業者による処理困難物、在宅医療廃棄物の適正排出
- 適正な収集運搬業者の選出

市

- 収集体制の効率化やふれあい収集によるサービスの向上
- 不法投棄対策や資源物持ち去り対策の強化
- 災害に備えた処理体制の構築



人口の推移

平成 15 年度
(有料化前)

平成 19 年度
(有料化後)

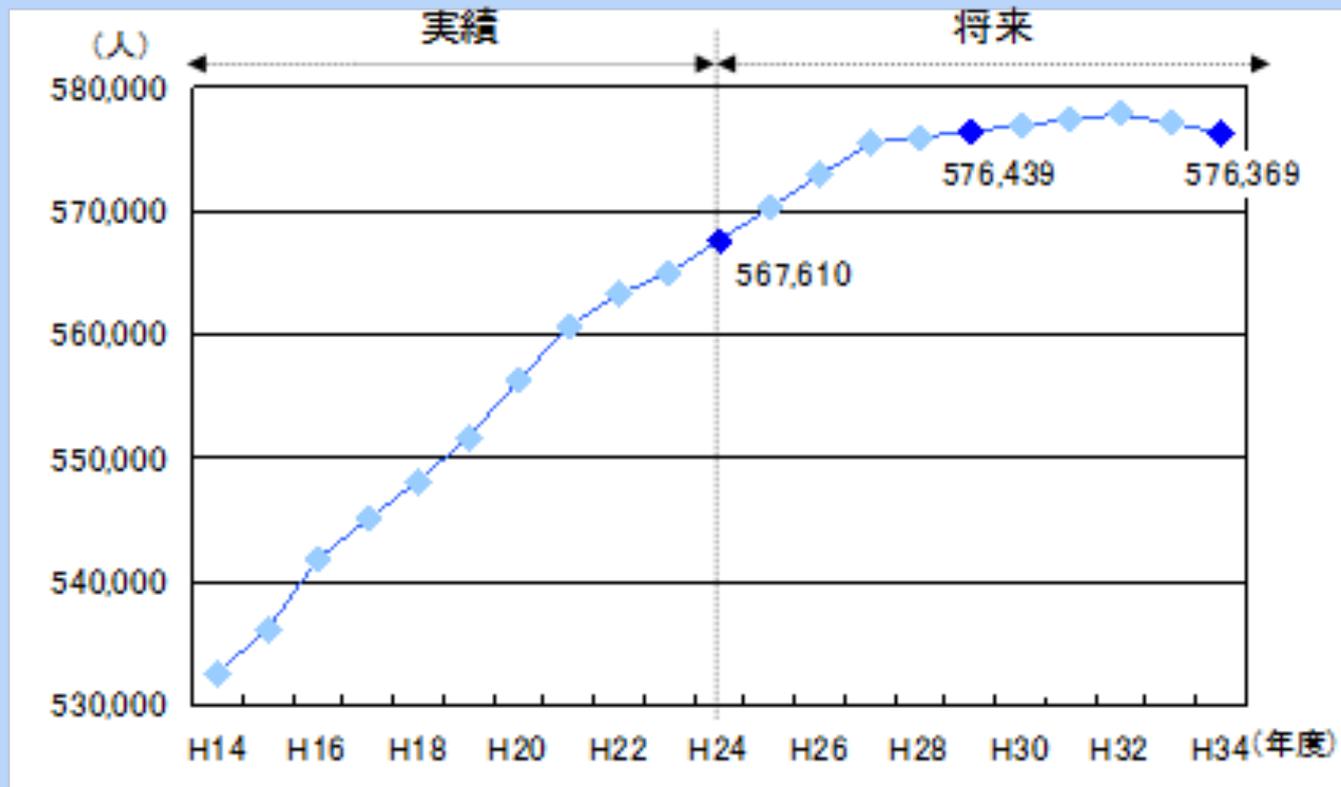
平成 23 年度

人口 (10月1日)

536,095 人

551,644 人

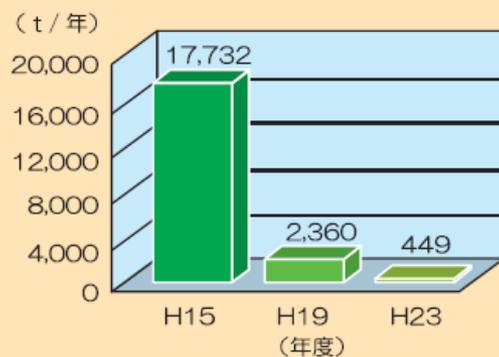
564,980 人



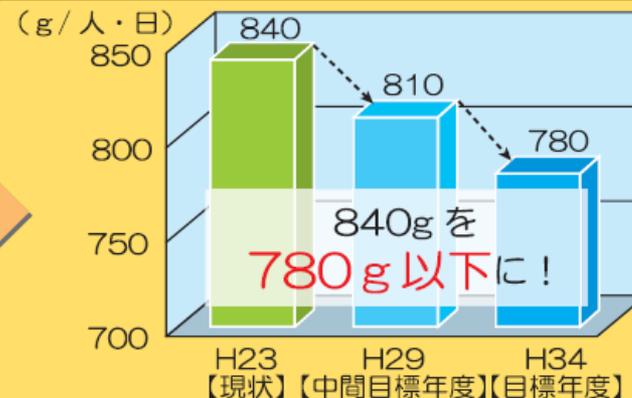
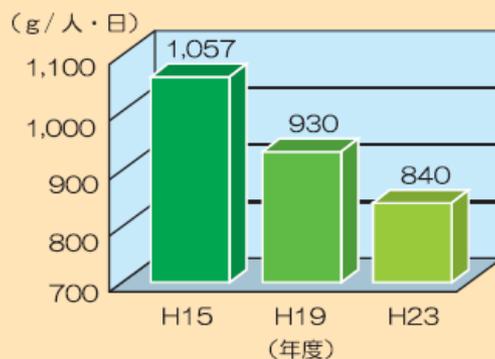
ごみ排出量等の実績と目標



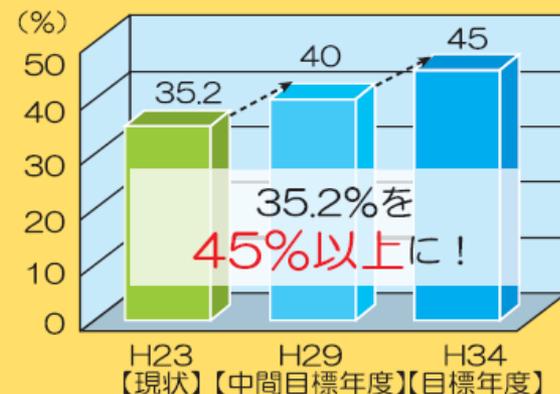
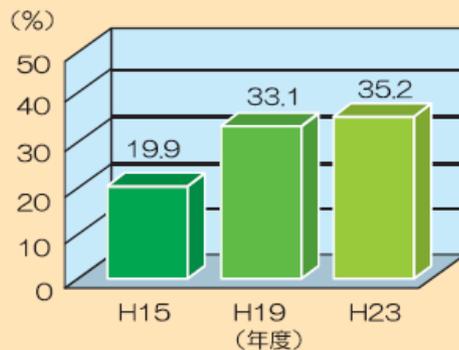
埋立処分量



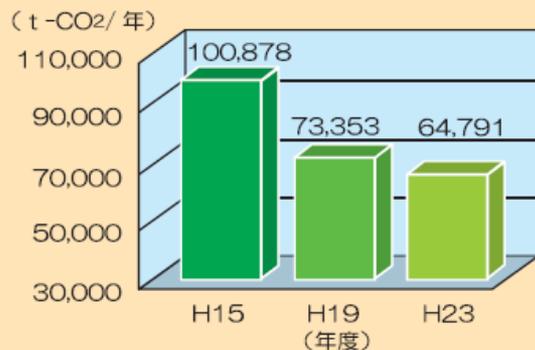
1人1日あたりの総排出量



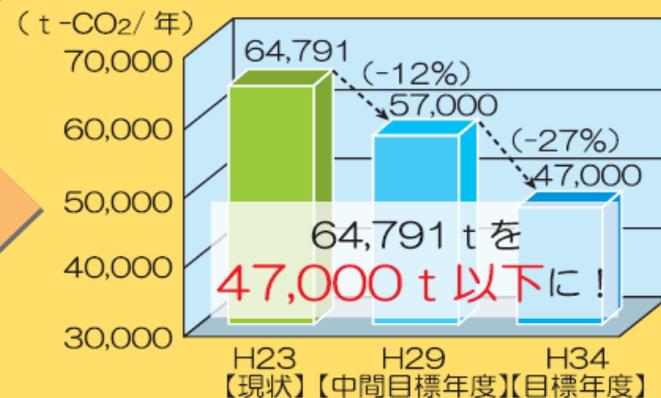
リサイクル率



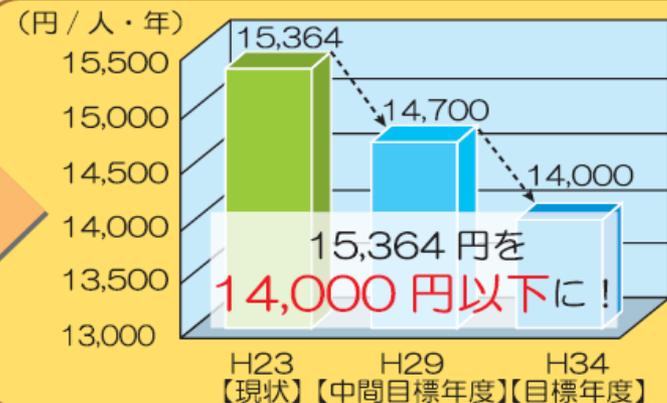
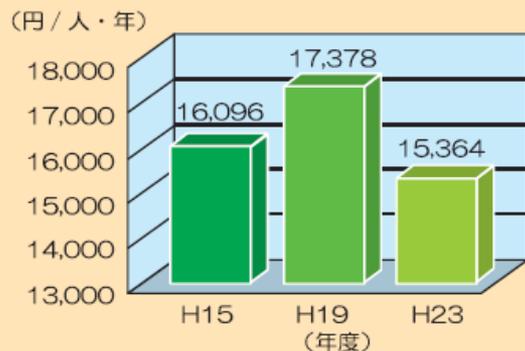
CO₂排出量 (削減率)



※ H23年度以降は、清掃工場の売電による削減効果等を考慮しています。



年間1人あたりのごみ・資源 処理経費



技能労務職を取り巻く危機的状況

技能労務職 地方公務員法57条 単純作業

技能労務職の担っている仕事は公務員がやる必要がなく、より安上がりな民間企業などでも同じ仕事ができるはずである。

技能労務職の賃金は同じ仕事をしている民間労働者よりもはるかに高い、高い賃金に見合った仕事はしていない。



合理化・業務委託が進められる



1986年 28万205人⇒2011年 13万8977人

職場からの発信

RI,BA,I,KU,RU.
発進
Recycle



自治労八王子市職員組合
清掃部会、楢原清掃部会

1994年7月

こんなにも多くの課題に挑戦

環境の変化に対応

今日ほど環境問題が論議されたことが以前にあったでしょうか、オゾン層の破壊、地球の温暖化、酸性雨による被害、有害廃棄物の越境移動、ごみ処理など毎日の新聞に関連記事が掲載されない日はありません。

そしてこのどれもが私たちの日常生活のごく身近な問題になっていることも誰もが知っていることです。

しかも関心があるということではすまされず、市民一人ひとりの考え方やライフタイムの見直しが求められています。加えて自治

労組合員（自治体労働者）としては、その特性を生かし、フェニックス計画やパーセル条約、廃棄物処理法の改正と自治体条例づくり（八王子市条例の施工）などの課題にも取り組んできました。

また、「何ができたのか」ではなく「今何をしなければ」と具体的な事業の中身（古紙、ペットボトルなどの収集）の検討に重点を置き、職場から社会変化を捉えた取り組みを進めてきました。



技能労務職の仕事に付加価値をつけることの必要性を検討



「付加価値をつける＝自分たちの労働条件の悪くする」という認識をする組合員



組織を活性化させる施策の提案を当局側と交渉



2000年春闘において地方分権推進や市財政の確立に向けて労使による政策協議の重要性を主張し、市長も出席する労使間の政策協議機関として設置

2000年12月『地方分権推進・財政確立労使協議会』を設置

市民サービスを充実させるためには、現場からの政策参加が必要不可欠であると労使共通認識のもと、その後も必要に応じて同協議会を開催し理事者と直接政策を協議することとなった。

2001年可燃ごみ収集が3人体制から2人体制へ

1台の収集車に車両係1名と業務係2名、計3名乗車体制を原則で作業が行われていた。

市当局より2名乗車の提案

行政改革が盛んな時代、民間委託が進めば職場がなくなるとの不安

単に、ごみを収集しているだけでは、生き残れないかも知れないと実感せざるを得なかった。

職場協議の結果、情勢を考えれば仕方ないとの判断

係の垣根を越えて相互の役割を担うことの確認をした

2004年10月ごみの有料化・戸別収集を実施

最終処分場の逼迫により、多摩地域での、ごみ減量に向けた有料化の動き



2003年9月、組合との協議もなくプレス発表



協議や検討もされないままの決定に反対姿勢



しかし、市民に発表した以上、現実問題として対応せざるを得ない状況に追い込まれた。



労使で『清掃事業あり方検討会』を立ち上げ協議



労働条件と政策協議の二本柱





組合による市民アンケートの実施



現場職員による市民への説明



町会・自治会説明会 1700回



地域実態を把握した現場職員



戸別収集の対象となる住宅へ1軒1軒訪問



ごみ出しする位置の確認と趣旨説明



自分たちの仕事の問題点を知るきっかけになる



管理職対応は市民から批判（融通が利かない・現状を知らない）



現場の職員が市民からの苦情や質問に、その場で答えていくことで、市民との関係性を築き上げられた



現場の職員の自信ややりがいとるながった



有料化・戸別収集の実施に合わせて、現場職員全員に現場での、ごみや資源の分別・指導・助言の資格が与えられた。
市の組織としても、現場主義の体制が整えられた。
単なる収集作業だけでなく、市民とのコミュニケーションがとれる職員になった。

ごみしゅうしゅう車の しゅうたくん



八王子市

それをお家のまわりのごみは、
でもってうれしそうにごみをかけます。

ストップ！

しゅうたくんが まちを かけまわります。

しゅうたくんがいると
まちは ぼーっとあかるく さわやかになります。
「しゅうたくん、いつもありがとう」
「これからもずーっと、よろしくね」



2005年7月、新しい地方自治、市民協働の時代にふさわしい職員のあり方・働き方を検討し、人事・給与制度として構築した。目指すべき方向性として、行政職の職種・職域の再構築および技能労務職の新たな職域・職制の構築を労使で確認した。

2007年12月、『地方分権推進・財政確立労使協議会』で技能労務職の脱単純労務職化の進むべき方向を労使共通認識として確認した。

2007年10月粗大ごみポイントシール制導入の提案

従量制の廃止により直営収集の意義がない

収集の民間委託化

収集経験を活かしての粗大ごみ受付業務への転換

生活保護受給者・高齢者世帯への対応

粗大ごみ受付センターを清掃事業所及び清掃工場との調整機能を持った、ごみに関する総合的な相談・対応窓口とする『ごみ総合センター』とし、課に位置づける。また、現場主義に基づく『ごみ処理基本計画』実現のための施策展開をしていく。

常に現場の状況、実態を踏まえるという感覚・意識を持って、資源循環型社会の形成に向け、市民及び事業者の意識向上と市民協働の推進を図っていく。

ごみ減量対策課の行政職が現在担っている業務範囲を見直し、役割分担及び連携体制の再構築をして行う。

センター中心として各部署の職員が情報の共有化と共通認識を持って業務に当たれる体制を整備していくとともに、市民及び民間事業者との役割分担と質を維持する管理体制の構築等より効率的な事業展開をしていく。



2010年10月容器包装プラスチック資源化拡大

可燃ごみは有料化以降、約30%の減量を維持していたが、不燃ごみは増加傾向にあり、組成分析の結果を見ると60%がプラスチックであった。

2009年労使で検討会を立ち上げ協議

自分たちの仕事に付加価値をつけることができる仕事、市の職員だからこそできる仕事

市当局に逆提案し、可燃ごみ収集からプラスチック収集に転換

現場職員の学習会



```
graph TD; A[モデル収集実施] --> B[現場職員による市民への説明]; B --> C[収集時の指導・啓発]; C --> D[容器リサイクル法に基づく回収・品質の高いプラスチックの回収の実現]; D --> E[容器包装プラスチックの収集を通じて現場職員全、資源化の意識や環境に関する意識が向上した。単なる収集作業だけでなく、市民とのコミュニケーションがとれる職員になった。];
```

モデル収集実施

現場職員による市民への説明

収集時の指導・啓発

容器リサイクル法に基づく回収・品質の高い
プラスチックの回収の実現

容器包装プラスチックの収集を通じて現場職員全、資源化の意識や環境に関する意識が向上した。

単なる収集作業だけでなく、市民とのコミュニケーションがとれる職員になった。

ふれあい収集の実施

2000年頃から組合が市当局に提案するも、それは福祉事業にあたるとして市当局は、その必要性を否定した。

有料化・戸別収集の実績が評価されて、2006年7から実施

介護保険法に基づき
要介護4・5
身体障害者手帳1、2級
市長が認めたもの









2012.07.05



2012.07.09



2011.4.25

自治労現業評価委員会

自治労では、『現業活性化』による仕事改革と、それによる社会の中での『職の確立』をいっそう力強く進めるため、2009年現業アクションプランを作成

- 住民と自治体にインターフェースである
- 専門性を活かした現場力・実践力の発揮
- 縦割り行政を払拭する総合性の発揮



ご静聴ありがとうございました。